

# 第 15 章 援護及び災害救助

## 1. 恩給法及び遺族等援護法

昭和 54 年 4 月から開設した恩給相談は、県の地域福祉課、国の総務省人事・恩給局との連絡調整により随時実施しています。

○平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 4 月 2 日 戦没者等の妻に対する第二十七回特別給付金

## 2. 災害救助

昨年 11 月の神城断層地震では大町市においても大きな被害を受けました。ひとたび災害が発生した時には、大町市・日赤奉仕団・その他市民とともに応急の体制を整え、災害を被った者の保護と社会秩序の保全を図る必要があります。

災害救助法に基づく適応基準は大町市の場合、最低 60 世帯の減失となりますが、これに関わらず小災害においても見舞金を支給するとともに、緊急の事態に備えた救助体制の充実を図っています。

大町市災害見舞金支給要項

災害の種別	被害状況	年度別 支給額	支給実績							
			H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
火 災	全 焼	30,000 円	2	1	4	3	1	3		1
	半 焼	20,000 円	1	1				1		
	一部焼失	10,000 円	1	2	4		1	1		
暴風・豪雨	全 壊	30,000 円								
	全 流 失	30,000 円								
	全 埋 没	30,000 円								
	半 壊	20,000 円								7
	一部崩壊	10,000 円								70
	床上浸水	10,000 円				1	1			
床上土砂流入	10,000 円									
上記の災害で人命にかかわるもの	死 亡	50,000 円	1	2	4					
計			5	5	12	4	3	5	0	78